

鹿 児 島 県 公 報

令 和 5 年 4 月 18 日 (火) 第 405 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 歳入の徴収事務の委託 (商工政策課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 令和5年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 3
- 令和5年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 396 号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令 和 5 年 4 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

1 保安林の所在場所

日置市東市来町長里字尾畑1080番3, 1086番2, 1087番3, 1087番4, 字浦田二1489番, 1489番1, 1490番, 1491番, 1491番1, 1492番1, 1492番5, 1508番, 字杉之迫一1527番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿 児 島 県 告 示 第 397 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
鹿児島県産業会館会議室等貸付料
- 2 委託の相手方
鹿児島市名山町9番1号
鹿児島県産業会館管理組合 事務局長 塩屋友幸
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第398号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1165号	令和11年5月25日	魚かす粉末	8-8かごしま魚粕	窒素全量 8.0 りん酸全量 8.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第1224号	令和11年5月25日	肉骨粉	10-5かごしま肉骨粉	窒素全量 10.0 りん酸全量 5.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿児島県告示第399号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）
- 2 作業の期間 令和5年4月1日から終了を通知するまで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から令和5年1月20日鹿児島県告示第61号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月24日終了した旨の通知があった。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南薩地域振興局長から令和5年2月7日鹿児島県告示第104号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月27日終了した旨の通知があった。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南大隅町から令和4年10月4日鹿児島県告示第720号で告示した公共測量の実施は、令和5年3月17日終了した旨の通知があった。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

大隅地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和5年4月18日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
シェアホームワクロス	鹿屋市寿三丁目13-45	株式会社ライフデザイン	鹿屋市大手町10番14号	小杉 雅彦	令和5年3月1日	共同生活援助
生活介護事業所 愛理	鹿屋市野里町4870	合同会社優生	鹿屋市野里町4841番4	古作 理恵	令和5年3月20日	生活介護
c o s u m o s u	鹿屋市旭原町3598-8	ライズ株式会社	鹿屋市東原町6874番地4	草葉 正司	令和5年3月27日	共同生活援助

公 告

令和5年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 試験の場所、期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁舎（鹿児島市小川町3番56号）	令和5年7月30日（日）	午前9時
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎（指宿市十二町301番地）		
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎（出水市昭和町18番18号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎（始良市加治木町諏訪町12番地）		
鹿屋市農業研修センター（鹿屋市札元一丁目21番7号）		
鹿児島県熊毛支庁舎（西之表市西之表7590番地）		
鹿児島県大島支庁舎（奄美市名瀬永田町17番3号）		

(2) 第2回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎（日置市伊集院町下谷口1960番地1）	令和5年8月27日（日）	午前9時

鹿児島県南薩地域振興局本庁舎（南さつま市加世田東本町 8 番地 13）		
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎（薩摩川内市神田町 1 番 22 号）		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎（伊佐市大口里 53 番地 1）		
曾於市大隅中央公民館（曾於市大隅町岩川 6484-2）		
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎（熊毛郡屋久島町安房 650 番地）		
徳之島町生涯学習センター（大島郡徳之島町亀津 2918 番地）		

(3) 第 3 回試験

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）	令和 5 年 12 月 17 日（日）	午前 9 時

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては 18 歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては 20 歳に、それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類免許を法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2 の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1 枚

オ 狩猟免許申請手数料 5,200 円（法第 49 条各号のいずれかに該当する者にあつては、3,900 円）（5,200 円分又は 3,900 円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）

カ 84 円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第 1 回試験を受けようとする者

令和 5 年 6 月 19 日 (月) から同年 7 月 14 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 第 2 回試験を受けようとする者

令和 5 年 7 月 14 日 (金) から同年 8 月 10 日 (木) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

ウ 第 3 回試験を受けようとする者

令和 5 年 10 月 30 日 (月) から同年 12 月 1 日 (金) までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受取り、受験資格があると認められた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

なお、試験を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の 3 日前 (その日が休日のときは、その前日) までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課 (電話099-286-2111内線2616)、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会 (電話099-222-9449)、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

令和 5 年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第 2 項の規定により適性試験を、同条第 4 項の規定により講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 4 月 18 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 適性試験及び講習の場所、期日及び開始時刻

(1) 第 1 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
かごしま県民交流センター (鹿児島市山下町14番50号)	令和 5 年 7 月 2 日 (日)	午前 9 時
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁舎 (日置市伊集院町下谷口1960番地 1)	令和 5 年 8 月 6 日 (日)	
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎 (南さつま市加世田東本町 8 番地13)	令和 5 年 7 月 2 日 (日)	
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎 (指宿市十二町301番地)	令和 5 年 8 月 6 日 (日)	
鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎 (出水市昭和町18番18号)	令和 5 年 7 月 9 日 (日)	
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎 (薩摩川内市神田)	令和 5 年 8 月 6 日 (日)	

町 1 番 22 号)		
鹿児島県始良・伊佐地域振興局本庁舎 (始良市加治木町諏訪町12番地)	令和 5 年 7 月 9 日 (日)	
鹿児島県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎 (伊佐市大口里53番地 1)	令和 5 年 8 月 11 日 (金)	
鹿屋市農業研修センター (鹿屋市札元一丁目21番 7 号)	令和 5 年 7 月 2 日 (日)	
鹿屋市農業研修センター (鹿屋市札元一丁目21番 7 号)	令和 5 年 7 月 12 日 (水)	
曾於市大隅中央公民館 (曾於市大隅町岩川6484-2)	令和 5 年 8 月 6 日 (日)	
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎 (熊毛郡屋久島町安房650番地)	令和 5 年 7 月 23 日 (日)	
鹿児島県熊毛支庁舎 (西之表市西之表7590番地)	令和 5 年 8 月 20 日 (日)	
鹿児島県大島支庁舎 (奄美市名瀬永田町17番 3 号)	令和 5 年 7 月 9 日 (日)	
きゅら島交流館 (大島郡瀬戸内町古仁屋船津33番地)	令和 5 年 7 月 12 日 (水)	
徳之島町生涯学習センター (大島郡徳之島町亀津 2918 番地)	令和 5 年 7 月 19 日 (水)	

(2) 第 2 回適性試験及び講習

場 所	期 日	開始時刻
鹿児島県庁 (鹿児島市鴨池新町10番 1 号)	令和 5 年 9 月 3 日 (日)	午前 9 時

2 対象者等

(1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、令和 5 年 9 月 14 日まで有効である法第 43 条の狩猟免許又は法第 51 条第 3 項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許 (以下「更新対象免許」という。)の更新を受けようとするもの

(2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は、当該更新対象免許の更新の際に、当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

(3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験を免除する。

3 適性試験及び講習を受けるための手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 次の(ケ)から(ク)までに該当する者でない旨の医師の診断書 (銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)

(ケ) 統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(イ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者 (ケ)又は(イ)に該当する者を除く。)

エ 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 セン

チメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数料は返還しない。

カ 84円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

令和5年5月8日（月）から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

令和5年7月14日（金）から同年8月24日（木）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認められた者に対して適性試験及び講習の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前（その日が県の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には、更新を申請した者の現に有する狩猟免許と引換えに、新たな狩猟免許を後日交付する。

(4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和5年4月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

複写機用再生紙（A4判） 9式

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和 5 年 3 月 7 日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
- (1) 株式会社しんぷく
鹿児島市上之園町 9 番地 8
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価1,861.2円 (鹿児島市地区分)
 - (2) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町 8 番15号
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価2,079円 (日置・串木野地区分), 2,002円 (薩摩地区分), 2,057円 (始良・伊佐地区分)
 - (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内3000番地
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価2,178円 (南薩地区分)
 - (4) 有限会社三味堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目10番10号
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価2,255円 (曾於地区分), 2,255円 (肝属地区分)
 - (5) 株式会社はやま
鹿児島市西田二丁目 2 番16号
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価2,464円 (熊毛地区分)
 - (6) 有限会社鹿児島事務機商会
鹿児島市甲突町12番18号
1 箱 (2,500枚入り) 当たりの単価3,025円 (大島地区分)
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 5 年 1 月 24 日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 4 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 百花繚乱D	株式会社大一商会	210322
ぱちんこ遊技機	P アナザーゴッドハーデス 3MC	株式会社メーシー	210335
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ乃木坂 4 6 キュンキュンライトver. KAC1	京楽産業. 株式会社	2P1731
回胴式遊技機	S /ファミスタ回胴版!! / FB	株式会社ユニバーサル ブロス	2S1734
回胴式遊技機	S パチスロゴーヤMJ A	株式会社オッキー.	230283
回胴式遊技機	L パチスロにゃんこ大戦争MK	株式会社オッキー.	3S0209